

# 大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（平成25年大阪市条例第133号）第12条第6項の規定に基づき、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会（以下、「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (専門委員)

第3条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

## (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (関係者の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

## (庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉局及び環境局において処理する。

## (施行の細目)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。